



今考えよう、相続について

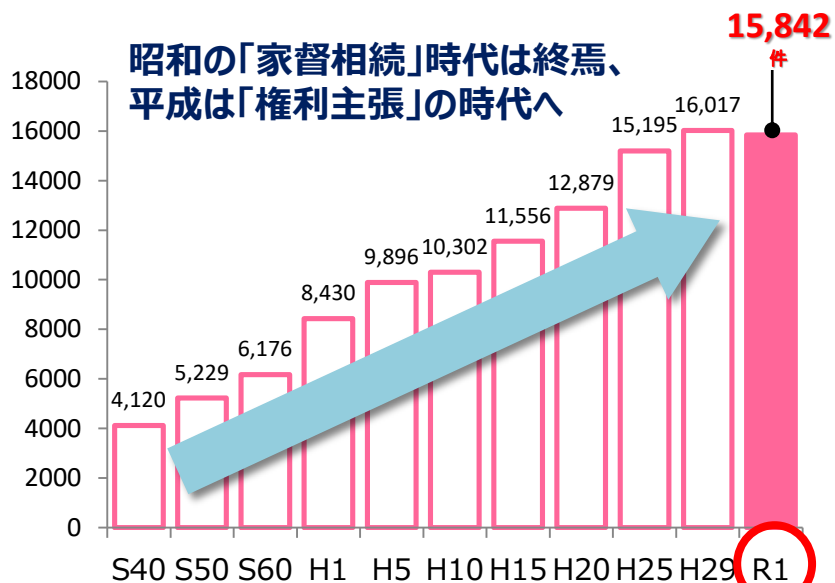
～専門家から見た最近の相続の実情～

株式会社 山田エスクロー信託

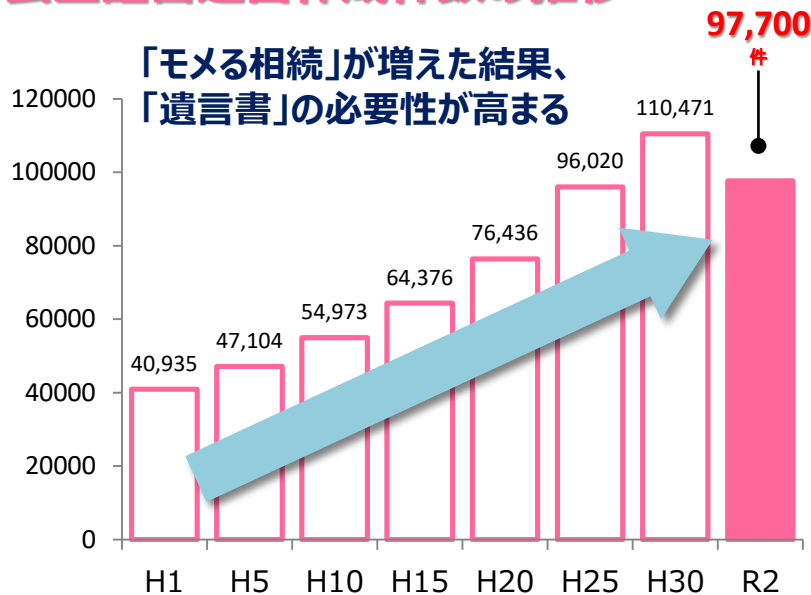
関東財務局長（信6）第3号 一般社団法人信託協会加盟

Yamada Escrow and Trust, Co., ltd

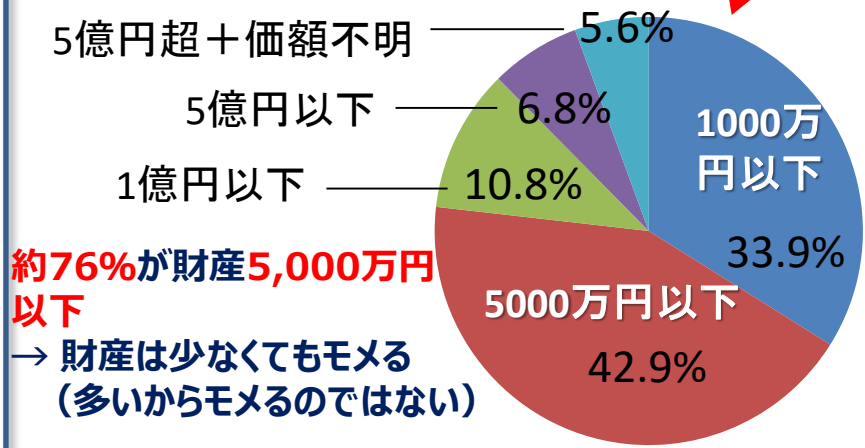
遺産分割事件数の推移 (調停+審判)



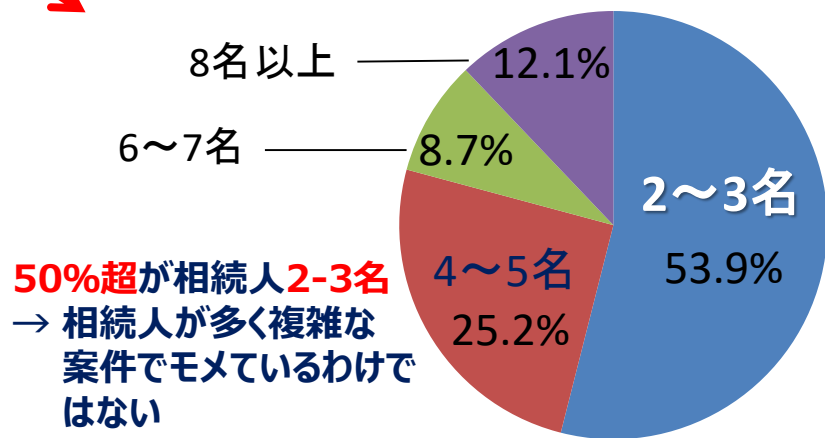
公正証書遺言作成件数の推移



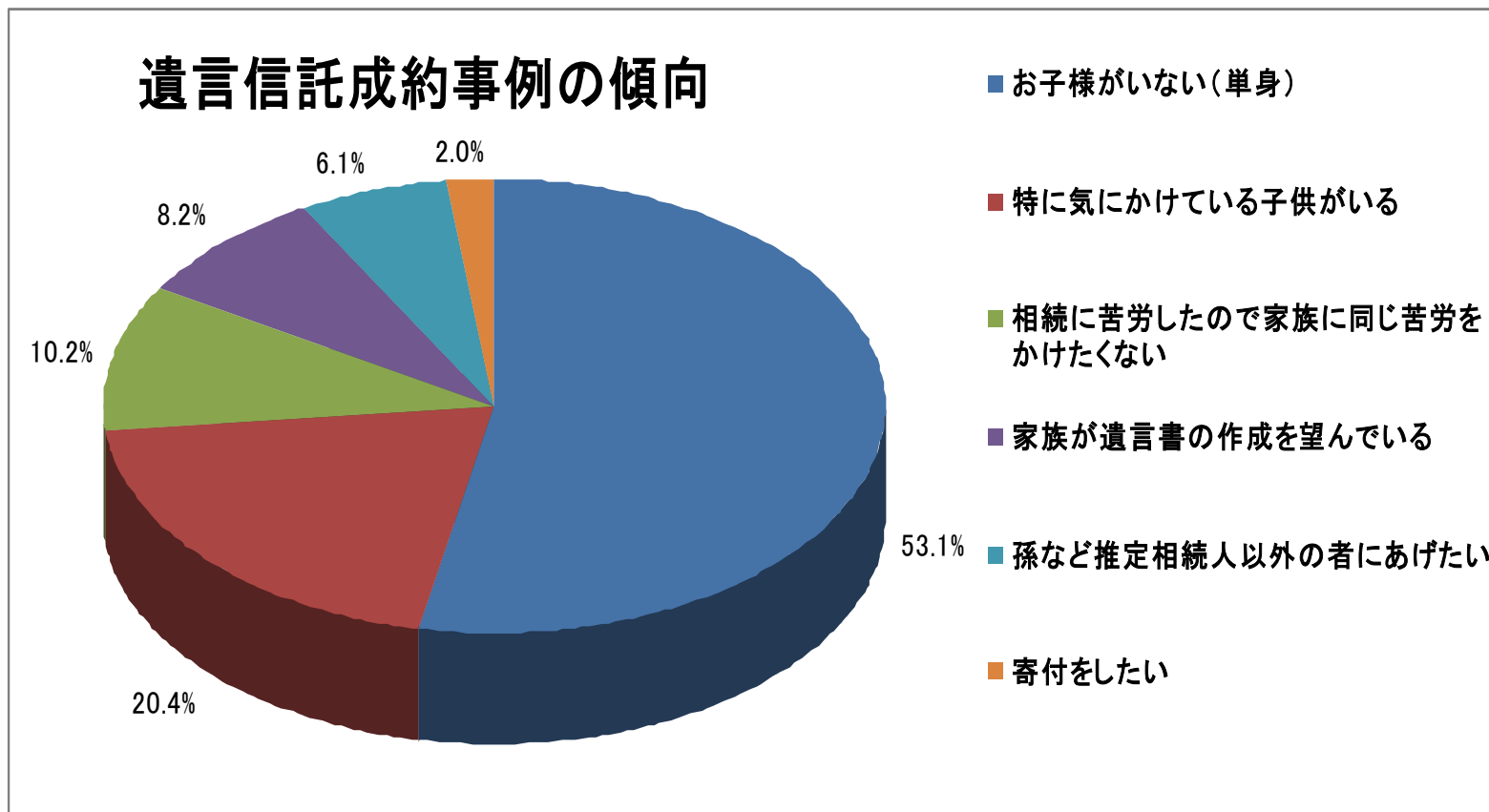
【財産別】遺産分割事件数の割合



【当事者数別】遺産分割事件数の割合



遺言信託成約の事例の傾向



よく聞く相談事例

- ◆ 相続人間の関係が悪く、財産分けの話し合いができない
- ◆ 相続人間の関係は悪くはないが、どのように財産を分けたいかわからないから、話し合いが進まない
- ◆ 相続人の中に、認知症、高齢者がおり、自筆できない、意思表示ができないため、財産分けの話し合いができない

財産分けの話し合いに関してのお悩みが、
ご相談内容としては圧倒的に多い



話し合いの対策をとることが、今、一番必要な相続対策

相続対策とは？

①なぜ、一般的な家族構成、相続財産で
裁判にまで至る争いとなるのだろうか？

話合いのテーブルでは、法律적으로는相続人は皆、
原則対等だが、実際はそんな割り切ったものではない！
例えば、今まで自分に対しての援助の大小、
生前の本人との関係性の濃淡、相続人ではない方
の意見が、話し合いのテーブルに出てくる。

②相続税対策との関連ではどう
だろうか？

相続税対策で、思いつくのは、借入を
つくる、生前に子供、孫たちに贈与をす
る。

遺言書を作成することは、相続税の対
策にはならないように思える??



相続は、2通りしかありません どちらを、選択しますか？

① 遺言書のない相続を選択
すると



話し合う相続になる

～すなわち～

★遺産分割協議書の
作成が必要

+

★相続人全員の実印、
印鑑証明書が必要

② 遺言書のある相続を選択
すると



話し合いがいらない相続
になる

～すなわち～

☆遺産分割協議書の
作成が不要

+

☆相続人全員の実印、
印鑑証明書が不要

遺言書を作成するとは？

本人

将来を見据えて、自己の財産を見つめ直して、

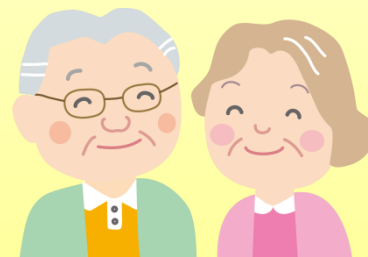
- ① 誰に
- ② 何の財産を
- ③ どれぐらい

承継するかを決め、その内容を
書面に反映する作業

財産を引き継ぐ者たち

ただ引き継ぐだけで
何も決める必要はない
(なぜなら...)

☆本人が決めているから



よって、遺産分割協議書を作成する必要はない

相続の財産に関する手続

相続手続

- ①預貯金解約手続
- ②不動産の名義変更手続
- ③相続税の申告手続
(税法上の優遇措置を利用)

つまり、話し合いを経て、

誰が、何の財産を取得するかを決めて、遺産分割協議書を作成しなければ①～③の手続きはできない。

いずれも、誰が、何の財産を取得するか決まらなければ、①～③の手続きはできない。

遺言書があれば、誰が、何の財産を取得するかは、決めてある

相続税の納税方法をご存じですか？

相続税の納税方法は、原則、各相続人の取得財産が確定した後、各相続人は取得財産額に応じた相続税を

各自が、

原則10か月以内に現金、一括で

税務署に支払わなければならない。

★ 遺言書があると＝遺産分割協議書が
不要

😊 すなわち、遺言書があると、
相続税対策にもなるのです！

- ⚠ 10か月以内に納税できないと
- ① 相続税額を軽減できる特例が使えなくなる可能性
 - ② 延滞税等の税金が発生する。

原則、各相続人の取得分が決まらな
いと、いったん法定
相続割合の未分割
で相続税申告をし
なければならない。

さらに、各相続人の
取得分が決まらな
いと、税法上の優
遇措置が使えない
可能性もでてくる。

遺言信託の活用

1. 遺言信託とは

実務上、遺言信託とは、

- ◆信託会社が公正証書遺言の作成をお手伝いするとともに
- ◆作成した遺言書正本をお預かりして
- ◆遺言執行までを行う

業務をいいます。

2. 遺言信託をするメリット

(1) 直ぐに執行手続を開始できる

信託会社が執行者に指定されているから、家庭裁判所の検認手続きは不要

(2) 執行に必要な書類を自ら集める必要がない

戸籍の取得や残高証明書の取得等

(3) 金融財産の解約手続・名義変更手続等を自ら行う必要がない

遺言書の内容を実現するために必要な手続きを任せることができる

山田エスクロー信託でお手伝いできること

対策はもとより着実な執行が成功の鍵
遺言書を活用して家族の幸せを実現しましょう！

1. ご家族や資産の状況に応じて、また、財産を残す人の思いを大切に、相続する人のお気持ちも考えながら、ご家族が納得できる**円満な資産の承継のアドバイス**を心掛けています。
2. 相続開始から相続税申告・納付までに許された期間は**10ヶ月**。その後速やかに不動産登記も済ませなければなりません。限られた時間の中で煩雑な手続きを遅滞なく済ませるには、税理士や司法書士などプロのサポートが重要です。当社には**グループのネットワーク**があるので、**ワンストップで必要なときに必要なサービスを提供**できます。
3. **地元の支店で担当者**とじっくりとお付き合いいただけることも、**当社のメリット**です。

